

## クレール平田農産物直売所出荷物取扱規程

この規程は、クレール平田農産物直売所（以下「直売所」という。）運営協議会規約に基づき、直売所の円滑な管理運営に関し必要な事項を定める。

### 第1条（出荷）

- 1 出荷物は自らが生産及び加工したことを記した「農産物栽培・加工履歴書」を提出した物とする。
- 2 農産加工品は、できるだけ地域の食材を生かして加工した物とする。但し、製造許可のある出荷者とする。
- 3 出荷物は、原則出荷日に収穫した新鮮で安全な物とする。
- 4 出荷物は、消費者に安心・安全を提供するため、※1ぎふクリーン農業の農産物及びそれと同等の基準に基づく、農産物の栽培にできる限り取り組み、生産したものとする。  
※1 有機物を有効に活用した土づくり並びに環境への負荷の大きい化学肥料、化学合成農薬等の効率的な使用と節減を基本とし、生産性と調和できる幅広く実践可能な環境にやさしい農業。
- 5 出荷物については、出荷者自らが責任を負う。
- 6 出荷者は、指定の名札を必ず着用する。

### 第2条（出荷物の販売価格）

- 1 販売価格の設定は、出荷者が設定する。但し、市場・量販店よりできるだけ安く設定する。
- 2 価格は5円刻みで安価な供給に努める。

### 第3条（出荷方法及び出荷規制）

- 1 会員は、各自の出荷者コードを登録し、すべての出荷物にバーコードを見やすい位置に貼付する。（貼りにくい物は、タグ等にて工夫すること）
- 2 出荷物の納入陳列は各自で行う。
- 3 陳列の割り込みはしない。出荷マナー（他人の出荷品に触れない、移動させない等）を守ること。
- 4 陳列方法については、直売所責任者の指示に従うこと。
- 5 陳列台、陳列棚以外（通路等）への陳列は原則しない。但し、特別な事情がある場合は、直売所責任者の指示に必ず従うこと。
- 6 出荷物は、原則としてビニール袋、パック、ラップ等に入れて出荷する。
- 7 商品名及び販売価格等、必ず数度チェックし出荷すること。
- 8 バーコードシール代は、出荷者負担とする。
- 9 バーコードは、当該直売所以外では使用しない。
- 10 出荷物が過剰となる恐れがある場合は、当該生産者と直売所責任者の協議により、出荷規制することができる。但し、直売所責任者は、過剰とな

る出荷物を預かり、順次出荷するなど販売努力をしなければならない。

- 1 1 生産者 1 人に対し、同一品種を出荷できる箱数は、2 個以内とする。但し、3 個以上出荷する場合は、過剰な出荷量と判断し、前 10 項を適用する。また、多品種を出荷する場合は、他の出荷者による出荷状況を鑑み出荷すること。直売所責任者はその状況を把握し、スムーズな運営を図らなければならない。
- 1 2 共撰農作物を出荷する場合は、当該共撰組合の承諾書を提出すること。但し、規格外共撰農作物は、承諾書なしで出荷することができる。また、当該品を直売所が仕入れて販売することもできる。
- 1 3 指定容器以外での容器では出荷しない。指定容器以外の容器にて陳列販売する場合は、事前に申請し、許可を得ること。
- 1 4 各生産者の出荷場所については、特定しない。（出荷順とする。）なお、出荷時における場所取りは認めない。
- 1 5 バーコードの二重張り及び商品価値がないと判断された商品は、直売所責任者が取り除くことができる。

#### 第 4 条（営業時間・休業日）

- 1 営業時間は 4 月から 10 月→8 時 00 分～18 時 00 分  
11 月から 3 月→8 時 00 分～17 時 00 分 とする。
- 2 休業日は 12 月 31 日、1 月 1 日、1 月 2 日とする。

#### 第 5 条（出荷時間及び引き取り）

- 1 出荷所扉開時間は  
4 月から 10 月（土・日） → 6 時 40 分  
4 月から 10 月（平日） → 6 時 50 分  
11 月から 3 月 → 6 時 50 分 とする。  
出荷所扉開時間は  
4 月から 10 月 → 18 時 15 分  
11 月から 3 月 → 17 時 15 分 とする。
- 2 出荷時間は、出荷所扉開時間から 9 時までとする。但し、できるだけ（直売所営業開始時間の 8 時まで）に出荷すること。
- 3 9 時以降に出荷する場合は、原則直売所責任者が陳列する。
- 4 出荷物の販売残品は、出荷者自らの責任において速やかに処理する。  
出荷日当日の閉店前（閉店 30 分前から）又は、翌日出荷時に必ず持ち帰ること。
- 5 商品価値が損なわれた出荷品及び持ち帰れない出荷品は、直売所に処理を委託されたものとして取り扱う。

#### 第6条（出荷物の盗難）

- 1 出荷物が盗難等により精算する事ができない物については、出荷者の負担とする。

#### 第7条（出荷者不明の出荷物の取り扱い）

- 1 バーコードを貼り忘れた出荷物及び剥がれた出荷物で、出荷者が不明な物は、協議会名義で販売し、その収入とすることができる。

#### 第8条（事故の責任）

- 1 販売品で事故が生じた場合は、出荷者の責任とする。返品及びクレーム等があった場合は、明らかに出荷者の責任と認められるときは、対応する経費は出荷者が全額負担するものとする。

#### 第9条（栽培管理）

- 1 栽培履歴はすべての農産物に対して、指定の用紙に生産者が自ら作成し出荷前に提出する。

#### 第10条（その他）

- 1 この規程に定めのない事項が生じたときは、農産物直売所運営協議会役員会に諮り決定する。

#### 附 則

この規程は、平成11年9月22日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成29年11月25日から施行する。